

## 「消防活動阻害物質」の調査結果及び対応について

### 1 調査対象物質（資料Ⅱ－３－２）

「薬事・食品衛生審議会毒物劇物部会」（事務局：厚生労働省）において、毒物・劇物の指定又は除外が妥当であるとの結論に達し、毒物及び劇物指定令の一部改正が行われた物質は4物質であった。（参考Ⅱ－３）

当該4物質について、前回の検討会で決定した「消防活動阻害物質の調査方法」に基づき調査を行った。

### 2 調査結果

4物質について調査した結果を表Ⅱ－３－１に示す。各物質への対応については、次のとおりである。

#### (1) 対応不要の物質

消防活動阻害物質として指定されていない物質

劇物から除外されたNo.4の物質については、いずれも現に消防活動阻害物質として指定されていない。このことから、消防活動阻害物質からの除外について対応は要さない。

#### (2) 消防活動阻害物質の可能性のある物質

ア [(2-カルボキシラトフェニル)チオ] (エチル) 水銀ナトリウム0.1%以下を含有する製剤

No.1の[(2-カルボキシラトフェニル)チオ] (エチル) 水銀ナトリウム (別名チメロサル) 0.1%以下を含有する製剤は、消防法危険物に該当せず、消防活動阻害性を有している可能性がある。

イ 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-(1RS, 3RS)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート1.5%以下を含有する製剤

No.2の2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-(1RS, 3RS)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン) 1.5%以下を含有する製剤は、消防法危険物に該当せず、消防活動阻害性を有している可能性がある。

ウ 4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（ただし、4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）

No.3の4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（ただし、4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）は、消防法危険物に該当せず、消防活動阻害性を有している可能性がある。

(3) 対応を要する物質

流通量及び入手容易性等を考慮し、上記(2)ア（[(2-カルボキシラトフェニル)チオ]（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサル）0.1%以下を含有する製剤）及びウ（4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（ただし、4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。））について消防活動阻害物質への指定について更なる調査を要する。

表Ⅱ－３－１ 消防活動阻害物質の調査結果

区分	No.	物質名	対応の要否
劇物に指定	1	[(2-カルボキシラトフェニル)チオ](エチル)水銀ナトリウム(別名チメロサル)0.1%以下を含有する製剤	要(非危険物・阻害性有り)
	2	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-(1RS,3RS)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)1.5%以下を含有する製剤	要(非危険物・阻害性有り)
	3	4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤(ただし、4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。)	要(非危険物・阻害性有り)
劇物から除外	4	ビス(2-メチルプロピル)=3,3'-[エタン-1,2-ジイルビス(オキシエタン-2,1-ジイルスルファンジイル-4,1-フェニレン)]ビス(2-シアノプロパ-2-エノアート)及びこれを含有する製剤	否(未指定物質のため)